

君津富津広域下水道組合入札約款

令和 7 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 君津富津広域下水道組合の発注する建設工事又は製造の請負、物品の買い入れ及び業務委託に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他の法令及び規則に定めるもののほか、この入札約款の定めるものとする。

(入札等)

第 2 条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等（以下「設計図書等」という。）を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書（別記第 1 号様式）は、封かんのうえ入札者の氏名を表記し、通知書に示した日時までに入札場所に参加し、提出しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、委任状（別記第 2 号様式）を提出しなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に誓約書（別記第 3 号様式）を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を提出した後は、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(入札辞退)

第 3 条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し

出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(別記第4号様式)を契約担当者(以下「担当者」という)に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る)して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一者である場合は、再度入札及び一般競争入札の場合を除き、入札を取りやめるものとする。ただし、低入札価格調査対象者については入札参加者として取り扱う。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第2項第2号の規定による入札辞退の書面の提出が複数の者から行われ、開札の結果入札参加者が一者であることが判明した場合で、入札の競争性が保たれていたと認められる場合は、入札の取りやめはしないものとする。

(無効となる入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 記名押印を欠く入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 明らかに連合であると認められる入札

(7) 同一事項の入札について他者の代理人を兼ね、又は二者以上の代理をした者の入札

- (8) 免除の場合を除き、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (9) 再度入札においては、前回の最低入札価格と同額又は上回った入札
- (10) 最低制限価格を設定した場合においては、これを下回った入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けた場合において、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「調査対象者」という。）があるときは、最低の価格をもって入札をした者から契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項本文の場合において、最低制限価格を設けた場合には、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第1項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者がいないときは、調査対象者以外のもののうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

4 第1項ただし書の場合において、調査対象者は契約担当者の行う調査に協力しなければならない。

(同価格の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各者の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札の回数は原則として、1回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。なお、入札が無効になった者は、再度

入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第 9 条 落札者は、落札決定の日から 7 日以内に当該契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

(契約保証金)

第 10 条 建設工事又は製造の請負に係る入札の落札者は、君津富津広域下水道組合の定める基準に従い当該契約の締結に関し、それぞれの請負契約約款に規定する保証金を納付又は工事履行保証契約等を締結しなければならない。

(異議の申立)

第 11 条 入札をした者は、入札後にこの約款及び設計図書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(その他)

第 12 条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。